附則第十九条の五第二項中「あん分した額」の下に「（減収補てん特例交付金のうち五百億円を特例交付金法第四条第五項の規定によって各市町村の自動車取得税交付金減収見込額によりあん分した額（次項において「自動車取得税交付金減収補てん特例交付金」という。）については次項の規定により算定した額）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　合併関係市町村に係る前項の自動車取得税交付金減収補てん特例交付金の基準額は、当該新市町村が指定都市である場合においては第一号及び第二号に掲げる額の合算額とし、当該新市町村が指定都市以外の市町村である場合においては第一号に掲げる額とする。

一　前項に定めるところによって算定した当該新市町村に係る基準額のうち地方特例交付金に関する省令第五条第六項第一号に係る額を道路の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積でそれぞれあん分した額の合算額。この場合における市町村道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りょう費の算定に用いた道路の延長、面積のうち、自動車取得税交付金の計算に用いる種別に係るものとする。

二　前項に定めるところによって算定した当該新市町村に係る基準額のうち地方特例交付金に関する省令第五条第六項第二号に係る額を道路の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道及び都道府県道の延長及び面積でそれぞれあん分した額の合算額。この場合における一般国道及び都道府県道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りょう費の算定に用いた道路の延長、面積のうち、自動車取得税交付金の計算に用いる種別に係るものとし、合併前指定都市以外の市町村については、当該あん分した額を零とする。

附則第十九条の五を附則第十九条の四とする。

附則第十九条の四の次に次の一条を加える。

（地方法人特別譲与税の基準税額の算定方法）

第十九条の五　各都道府県の地方法人特別譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによって算定した額（千円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）の合算額に〇・七五を乗じて得た額とする。

一　人口であん分して譲与する額

次の算式によって算定した額

算式

$$\frac{809{,}600{,}000\text{千円}}{2} \times \frac{A}{127{,}767{,}994\text{人}}$$

算式の符号

A　国勢調査令によって調査した平成17年10月1日現在における各都道府県の人口。ただし、当該人口が官報で公示された日の翌日から平成21年4月1日までの間において地方自治法施行令第176条第1項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。

二　従業者数であん分して譲与する額

次の算式によって算定した額

算式

$$\frac{809{,}600{,}000\text{千円}}{2} \times \frac{A}{58{,}634{,}315\text{人}}$$

算式の符号

A　事業所・企業統計調査規則によって調査した平成18年10月1日現在における各都道府県の従業者数。ただし、当該従業者数が公表された日の翌日から平成21年4月1日までの間において都道府県の境界にわたって市町村の設置又は境界の変更があったため都道府県の境界に変更があったときは、当該境界変更のあった区域の従業者数を、当該境界変更のあった区域が従来属していた都道府県の従業者数から減じた数とし、当該区域が新たに属することとなった都道府県については当該都道府県の従業者数に加えた数とする。

附則第十九条の六を次のように改める。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　平成二十一年度に限り、第三十九条第二号中「〇・六二六」とあるのは、「さいたま市にあつては〇・六三五、千葉市にあつては〇・六二七、横浜市にあつては〇・一九八、川崎市にあつては〇・六三四、名古屋市にあつては〇・六三一、その他の指定都市にあつては〇・六二六」とする。

附則第十九条の八を削り、附則第十九条の七を附則第十九条の八とする。

附則第十九条の六の次に次の一条を加える。

（地方道路譲与税の基準税額の算定方法）

第十九条の七　平成二十一年度に限り、地方道路譲与税の基準税額は、指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額とする。

一　改正前の地方道路譲与税法第四条の規定によって前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方道路譲与税の額のうち同法第三条に係る額の合算額に、地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律第五条の規定によって交付された地方道路譲与税減収補てん臨時交付金の額を加えた額に〇・三七五を乗じて得た額

二　改正前の地方道路譲与税法第四条の規定によって前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方道路譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に、地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律第五条の規定によって交付された地方道路譲与税減収補てん臨時交付金の額を加えた額にさいたま市にあつては〇・三七四、千葉市にあつては〇・三七三、横浜市にあつては〇・一一七、川崎市にあつては〇・三七六、名古屋市にあつては〇・三七四、その他の指定都市にあつては〇・三七二を乗じて得た額

2　合併関係市町村に係る前項の地方道路譲与税の基準税額は、当該新市町村が指定都市である場合においては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村である場合においては第一号に定める額とする。

一　前項に定めるところによって算定した当該新市町村に係る額を道路の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積でそれぞれあん分した額の合算額。この場合における市町村道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りょう費の算定に用いた道路の延長、面積のうち、自動車取得税交付金の計算に用いる種別に係るものとし、合併前指定都市以外の市町村であった合併関係市町村については、当該あん分した額を零とする。

二　前項に定めるところによって算定した当該新市町村に係る額を道路の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道及び都道府県道の延長及び面積でそれぞれあん分した額の合算額。この場合における一般国道及び都道府県道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りょう費の算定に用いた道路の延長、面積のうち、自動車取得税交付金の計算に用いる種別に係るものとする。

附則第十九条の九の見出し中「平成十八年度及び」を削り、同条第一項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、「平成十八年度及び」を削り、同条第二項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第十九条の十を次のように改める。

（平成二十一年度に新たに指定された指定都市に係る基準税額等の算定基礎の特例等）

第十九条の十　法附則第十条の規定に基づき、平成二十一年度において新たに指定された指定都市（以下この条において「新指定都市」という。）の次の各号に定める収入の項目に係る同年度分の基準税額等の算定基礎は、それぞれ同年度において当該新指定都市に対して交付又は譲与されるべき額として総務大臣が算定した額（次項において「収入見込額」という。）とする。

一　自動車取得税交付金のうち国府県道分

二　軽油引取税交付金